

平成 18 年 12 月 1 日
 神奈川県総務部財産管理課

「V F M 評価」に係る課題について

1. 本県における V F M 評価の実施

県内部検討における簡易 V F M 算定（庁内判断に用いる）

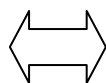
P F I 導入可能性検討調査における V F M 算定

特定事業の選定 公表
 事業者選定後の V F M 算定

2. V F M 評価における課題点

V F M に対する公共サイドの考え方
 ガイドライン

V F M 評価の要素は「公的財政負担」と「公共サービスの水準」のふたつ



公共

P F I によって「公的財政負担」がどれだけ軽減されるのかが問題

「V F M」は、「支払に対してもっとも価値の高いサービスを提供する」という考え方（概念）であるが、地方自治体の現場においては、単に「財政支出縮減の尺度」ととらえられている。

「P S C」「P F I - L C C」とも仮定に基づくものであるが、明確な数字で表現されるため、財政当局や議会への説明には適している



V F M 評価において、定性的な価値も評価の対象となるよう、その定量化の方法について検討を行い、ガイドライン等において明記されるべき。

現行ガイドラインでは、V F M の事前評価（特定事業の選定）の段階においては、「P S C」と「P F I - L C C」の比較によることが基本とされているが、定性的価値の評価が確立されることにより、事前評価においても定性的価値を加味した判断が可能となる。（「P S C P F I - L C C」であっても定性的価値を加味して P F I を選択することが可能となる。）

V F M 評価が「公的財政負担」に偏重しないための考え方の明確化
 （数字が仮定のものであることの再周知）
 定性的価値の評価のあり方の明確化

V F M算定の算出方法について

前述の通り、V F M評価にあたって算定される「P S C」及び「P F I - L C C」は、財政当局や議会への説明に必要な数字であるにもかかわらず、実際には仮定の条件の積み重ねから成っている。

そのため、より明確な根拠によって算定されるためのルールが（とくに初めてP F I取り組む自治体等にとっては）不可欠であり、ガイドライン等において明記されるべきである。

P S C算出における資金調達

地方債による前提で算定するのと、施設完成時に一括で支出する前提で算出するのでは大きく結果が異なるので、一定の方向付けが必要。

本県では、事業の内容に応じて起債充当率や一般会計支出の方法が明確である地方債（5年物、10年物、20年物等の市場公募債）による資金調達を前提としている。

また、最近の検討事例では、実態に合わせて財政投融资による資金調達を前提とした例もある。

P F I - L C C算出における民間事業者の資金調達

民間の資金調達手法に応じて算定することを明記することが必要。

長期国債金利、長期プライムレートなども考えられるが、本県では、民間事業者の資金調達の実態に応じてLIBOR（5年物、10年物、20年物）を採用している。

については金利の取り方（過去数年の平均か直近か）についても指針が必要

P F I - L C Cの算出における削減率

建設費や維持管理・運営費に一定の削減率を乗じて算出する例がほとんど思われるが、根拠に乏しく、何らかのデータに基づく根拠づけが不可欠。

そのために、過去の類似事例等のデータを蓄積し、国、自治体を問わず共有できる体勢が必要。

本県では、本県及び他県の同種施設における先行事例や、指定管理者募集の際の費用削減効果を参考にして削減率を定めている。

P F I - L C C の算出における事業性の指標

事業性の指標として、P - I R R、E - I R R、D S C R、L L C Rなどをガイドライン等で定め、事業成立のための大まかな条件を示すことが必要。

本県のこれまでの事例では、

- ・ P - I R R 平均調達コスト
- ・ E - I R R 10%
- ・ D S C R 1.1
- ・ L L C R 1.1

を目安としてきているが、民間事業者に課すリスクに応じて指標となる数値を変動させることも今後検討。

割引率の設定について

割引率の設定によってV F M評価の結果が大きく左右されるため、国、自治体を問わず、共通の割引率を定め、必要に応じて改めていくことが必要。

本県のこれまでの事例では、国債利回り平均値（長期平均的なリスクフリーレート）にインフレ率1%を加えて4%としてきているが、実態に合わないのではないかという声も多くなっている。

リスク調整について

リスク調整についてのデータの蓄積が図られておらず、「どのようなリスクが定量化できるか」「どのようにリスクを定量化するか」についての検討がなされていない。

そのため、リスク調整についての理解が進んでおらず、リスク調整分がなくてもV F Mがあるように評価するケースが多い。

本県では、事業ごとに定量化可能なリスクについて定量化を行っており、定量化が困難なリスクについては、定性的な評価を行っている。

定量化したリスクの例

工事遅延リスク

性能リスク（瑕疵発見リスク）

維持管理費増大リスク

損害発生リスク

修繕費増大リスク

将来的なV F Mの検証（事後評価）

本県では、特定事業の選定時と、事業者選定後にV F Mの評価を行い公表しているが、事業期間中の数年ごと及び事業終了時に事後評価を行い、公表していく必要があると思われる。

その際、「公共サービスの水準」の向上も何らかの形で定量化して評価に加味することが必要である。

自治体においては、「指定管理者制度」を導入した施設について今後同様の評価が求められると思われ、P F I事業者が指定管理者となっている事例も今後増加することが予想されることから、同制度とのリンクも必要である。

以上